

第2期苫小牧市地域福祉計画（案）策定の経過について

1. 計画の位置づけ

本計画は社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」として位置づけられており、本市における地域福祉推進の基本的指針となるもの。

2. 第2期計画（案）策定の必要性

現行の「苫小牧市地域福祉計画」の計画期間が終了することにより、平成28年度から5か年を計画期間とする新たな計画を策定する必要があるため、「第2期苫小牧市地域福祉計画（案）」を策定する。

3. 計画（案）策定の経過

実施日	内容
平成24年9月20日	第1回苫小牧市地域福祉計画推進委員会
平成25年1月29日	第2回苫小牧市地域福祉計画推進委員会
平成25年6月4日	第1回苫小牧市地域福祉計画庁内推進会議
平成25年6月11日	第3回苫小牧市地域福祉計画推進委員会
平成26年3月20日	第4回苫小牧市地域福祉計画推進委員会
平成26年5月23日	第2回苫小牧市地域福祉計画庁内推進会議
平成26年6月16日	第5回苫小牧市地域福祉計画推進委員会
平成26年8月1日～ 8月31日	苫小牧市地域福祉計画策定のためのアンケート調査実施 (回収数 778件 / 回収率 38.9%)
平成26年10月22日	第6回苫小牧市地域福祉計画推進委員会
平成26年11月26日	地域懇談会(ボランティア団体・各福祉事務所・町内会役員・ 民生委員児童委員・社協・地域福祉計画推進委員会委員など)
平成27年2月18日	第3回苫小牧市地域福祉計画庁内推進会議
平成27年3月18日	第7回苫小牧市地域福祉計画推進委員会
平成27年11月20日	第8回苫小牧市地域福祉計画推進委員会
平成27年11月25日	第4回苫小牧市地域福祉計画庁内推進会議
平成27年12月16日～ 平成28年1月14日	市民意見提出手続(パブリックコメント実施)

4. 市民参加手続きとの関係

- (1) 苫小牧市市民参加条例(平成20年条例第30号)第5条第1号に該当
- (2) 政策形成手続きについては、「3.計画(案)策定の経過」の内容が取組事項に該当